

釧路湿原国立公園

公園計画書

(公園計画の一部変更)

目 次

1 変 更 理 由	41
2 保 護 計 画	
(1) 保護規制計画	42
ア 特別地域	42
(ア) 第1種特別地域	48
(イ) 第2種特別地域	52
(ウ) 第3種特別地域	60
イ 面積内訳	90
(ア) 地域地区別土地所有別面積	90
(イ) 地域地区別市町村別面積	90
3 事 業 計 画	
(1) 施設計画	92
ア 利用施設計画	92
(ア) 集団施設地区	92
(イ) 単独施設	96
(ウ) 道路	100
a 車道	100
b 歩道	102
4 参 考 事 項	
(1) 指定植物	131
(2) 過去の経緯	135
(3) 公園区域	136
(4) 保護規制計画	137
ア 特別地域	137
(ア) 特別保護区地区	138
(イ) 第1種特別地域	143
(ウ) 第2種特別地域	147
(エ) 第3種特別地域	155
(オ) 乗入れ規制地区	160
イ 普通地域	163
(5) 保護施設計画	164

(6) 利用施設計画	166
ア 単独施設	166
イ 道路	170
(ア) 車道	170
(イ) 自転車道	174
(ウ) 歩道	176

1 変更理由

釧路湿原国立公園は、我が国最大の湿原である釧路湿原を有しており、昭和62年7月31日に指定された。釧路湿原は、他の地域ではその多くが喪失してしまっている我が国の平野部の原自然が残されており、高層、中間及び低層湿原それぞれに特徴的な植生が見られるほか、タンチョウ、キタサンショウウオ等も生息し、多様な動植物を育むことから、生物多様性の保全上も極めて重要な湿原である。

公園計画は、平成2年12月1日に乗り入れ規制地区の追加、平成15年8月20日に北海道自然歩道線道路（歩道）の追加並びに平成17年7月12日に自然再生施設の追加及び砂防施設の削除による公園計画の一部変更が行われている。

今回の第1次点検は、国立公園指定後の社会的及び自然的な変化並びに指定から今日に至るまでの学術調査等の知見に対応した釧路湿原の適切な保全及び利用を図るために、公園区域及び公園計画を全体的に見直すものである。

見直しに当たっては、釧路湿原の代表的な景観要素である水平で広大な低層湿原、河畔林等を含む周辺に残された湿原、湿原と一体となった景観の構成要素であり、湿原の形成及び維持に必要な湧水地の涵養のために重要な役割を果たす丘陵地、自然再生事業により湿原又は森林を復元させることを目的とした地域並びに新たな知見に基づく野生生物の重要な生息地及び繁殖地の保全、適切な公園利用の推進等に着目して検討を行った。その結果、公園計画を変更することが適当と判断された箇所について、保護規制計画の変更並びに施設計画の追加及び削除を行うものである。

2 保護計画

(1) 保護規制計画

保護規制計画の一部を次のとおり変更する。

ア 特別地域

特別地域の一部を、次のとおり変更する。

(表2：特別地域変更表)

番号	区分	変更部分の区域
1	拡張	北海道釧路市 広里の一部
2	拡張	北海道釧路市 北斗の一部
3	拡張	北海道釧路郡釧路町 達古武の一部
4	拡張	北海道釧路郡釧路町 トリトウシ原野の一部
5	拡張	北海道川上郡標茶町 オソツベツ原野の一部
6	拡張	北海道川上郡標茶町 オソツベツ原野の一部

変更理由	面積 (ha)
良好な低層湿原であり、貴重な野生生物の生息地にもなっていることから、適切な保全を図るため、特別地域とする。	285
良好な低層湿原であり、貴重な野生生物の生息地にもなっている。また、本公園の入口部分に位置し、公園利用上重要な拠点となる。このことから、適切な保全及び利用を図るため、特別地域とする。	11
低層湿原、湧水が豊富な丘陵地及び河畔林が見られ、主要な展望地からの視対象となっていることから、適切な保全を図るため、特別地域とする。	311
隣接する湿原と一体的な風致を形成している良好な低層湿原であり、貴重な野生生物の生息地にもなっていることから、適切な保全を図るため、特別地域とする。	25
湧水地が多い小河川沿いの良好な低層湿原及びハンノキ林が見られることから、適切な保全を図るため、特別地域とする。	20
自然再生事業において、直線化した河川をかつての蛇行した河道に復元した箇所であり、湧水地が多い小河川沿いの良好な低層湿原及びハンノキ林が見られることから、適切な保全を図るため、特別地域とする。	441

番号	区分	変更部分の区域
7	拡張	北海道川上郡標茶町 コッタロの一部
8	拡張	北海道川上郡標茶町 コッタロの一部
9	拡張	北海道川上郡標茶町 塘路の一部
10	拡張	北海道阿寒郡鶴居村 温根内の一部
11	拡張	北海道阿寒郡鶴居村 下幌呂の一部

変更理由	面積 (ha)
良好な河畔林が残された小流域で、河川に沿って湧水地が多数存在しているほか、貴重な野生生物の生息地にもなっていることから、適切な保全を図るため、特別地域とする。	21
良好な河畔林が残された小流域で、河川に沿って湧水地が多数存在しているほか、貴重な野生生物の生息地にもなっていることから、適切な保全を図るため、特別地域とする。	42
良好な低層及び高層湿原が形成されており、釧路湿原で唯一のアオサギコロニーも形成されるなど、良好な自然環境が残されているほか、本公園の利用拠点である塘路湖畔に位置することから、適切な保全及び利用を図るため、特別地域とする。	34
湧水地並びに良好な河畔林及び低層湿原が形成されており、貴重な野生生物の生息地にもなっていることから、適切な保全を図るため、特別地域とする。	126
隣接する湿原と一体的な風致を形成している良好な低層湿原で、丘陵地に面して湧水が豊富であることから、適切な保全を図るため、特別地域とする。	19

番 号	区 分	変 更 部 分 の 区 域
12	拡張	北海道阿寒郡鶴居村 温根内及びアトコシャラカの各一部

変更理由	面積 (ha)
湧水地及び良好な広葉樹林が形成され、主要な展望地からの重要な視対象となっている。また、貴重な野生生物の生息地にもなっている。このことから、適切な保全を図るため、特別地域とする。	59
変更部分面積計	1,394 国 721 公 13 私 660
変更前特別地域面積	18,383 国 13,900 公 2,023 私 2,460
変更後特別地域面積	19,777 国 14,621 公 2,036 私 3,120

(ア) 第1種特別地域

第1種特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表3：第1種特別地域変更表)

番号	区分	内 容	名 称	変 更 部 分 の 区 域
13	拡張	第2種特別地域 からの振替	キラコタン岬	北海道阿寒郡鶴居村 下久著呂岩井内の一部
14	拡張	第2種特別地域 からの振替	宮島岬	北海道阿寒郡鶴居村 クチョロ太の一部
15	拡張	第3種特別地域 からの振替	温根内南	北海道阿寒郡鶴居村 温根内の一部

変更理由	面積 (ha)
<p>湧水地及び優れた湿原景観が存在し、湿原に突き出した半島状の丘陵地は主要な展望地からの重要な視対象となっているとともに、湿原風致の展望地でもあることから、適切な保全及び利用を図るため、第1種特別地域とする。</p>	133
<p>湧水地及び優れた湿原景観が存在し、湿原に突き出した半島状の丘陵地は主要な展望地からの重要な視対象となっているとともに、湿原風致の展望地でもあることから、適切な保全及び利用を図るため、第1種特別地域とする。</p>	123
<p>低層湿原及びハンノキ林で構成される優れた湿原景観が見られ、貴重な野生生物の生息地にもなっている。また、湿原観察に適した立地である。このことから、適切な保全及び利用を図るため、第1種特別地域とする。</p>	114

番号	区 分	内 容	名 称	変 更 部 分 の 区 域
16	拡張	第 2 種特別地域 からの振替	温根内南	北海道阿寒郡鶴居村 温根内の一部

変更理由	面積 (ha)								
高層湿原が形成された優れた湿原景観が見られ、貴重な野生生物の生息地にもなっていることから、適切な保全を図るため、第1種特別地域とする。	182								
変更部分面積計	<table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>国</td> <td>552</td> </tr> <tr> <td>公</td> <td>444</td> </tr> <tr> <td>私</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>私</td> <td>108</td> </tr> </table>	国	552	公	444	私	0	私	108
国	552								
公	444								
私	0								
私	108								
変更前第1種特別地域面積	<table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>国</td> <td>1,769</td> </tr> <tr> <td>公</td> <td>1,569</td> </tr> <tr> <td>私</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>私</td> <td>0</td> </tr> </table>	国	1,769	公	1,569	私	200	私	0
国	1,769								
公	1,569								
私	200								
私	0								
変更後第1種特別地域面積	<table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>国</td> <td>2,321</td> </tr> <tr> <td>公</td> <td>2,013</td> </tr> <tr> <td>私</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>私</td> <td>108</td> </tr> </table>	国	2,321	公	2,013	私	200	私	108
国	2,321								
公	2,013								
私	200								
私	108								

(イ) 第2種特別地域

第2種特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表4：第2種特別地域変更表)

番号	区分	内 容	名 称	変 更 部 分 の 区 域
17	拡張	第3種特別地域からの振替	右岸堤防南	北海道釧路市 北斗及び安原の各一部 北海道阿寒郡鶴居村 温根内及びアトコシャラカの各一部
1	拡張	普通地域からの振替	広里	北海道釧路市 広里の一部
2	拡張	特別地域の拡張	北斗	北海道釧路市 北斗の一部
18	拡張	第3種特別地域からの振替	夢ヶ丘	北海道釧路郡釧路町 達古武の一部 北海道川上郡標茶町 塘路の一部
19	拡張	第3種特別地域からの振替	細岡	北海道釧路郡釧路町 細岡の一部
4	拡張	特別地域の拡張	広里	北海道釧路郡釧路町 トリトウシ原野の一部

変更理由	面積 (ha)
良好な低層湿原及びハンノキ林が見られ、貴重な野生生物の生息地にもなっている。また、広葉樹林が形成された丘陵地は湧水地であり、主要な展望地からの重要な視対象である。このことから、適切な保全を図るため、第2種特別地域とする。	2,530
良好な低層湿原であり、貴重な野生生物の生息地にもなっていることから、適切な保全を図るため、第2種特別地域とする。	285
良好な低層湿原であり、貴重な野生生物の生息地にもなっている。また、本公園の入口部分に位置し、公園利用上重要な拠点となる。このことから、適切な保全及び利用を図るため、第2種特別地域とする。	11
達古武湖に面した湧水が豊富な丘陵地で、良好な河畔林が形成された沢には貴重な野生生物が生息するほか、主要な展望地からの重要な視対象であることから、適切な保全を図るため、第2種特別地域とする。	437
湧水地及び良好な自然林が形成されており、主要な展望地からの重要な視対象であるとともに、湿原景観の展望地でもあることから、適切な保全及び利用を図るため、第2種特別地域とする。	131
隣接する湿原と一体的な風致を形成している良好な低層湿原であり、貴重な野生生物の生息地にもなっていることから、適切な保全を図るため、第2種特別地域とする。	25

番号	区分	内 容	名 称	変 更 部 分 の 区 域
5	拡張	特別地域の拡張	オソツベツ	北海道川上郡標茶町 オソツベツ原野の一部
6	拡張	普通地域からの振替	オソツベツ	北海道川上郡標茶町 オソツベツ原野の一部
7	拡張	特別地域の拡張	コッタロ川流域	北海道川上郡標茶町 コッタロの一部
20	拡張	第3種特別地域からの振替	オソツベツ	北海道川上郡標茶町 オソツベツ原野の一部
8	拡張	普通地域からの振替	コッタロ川流域	北海道川上郡標茶町 コッタロの一部
21	拡張	第3種特別地域からの振替	二本松	北海道川上郡標茶町 塘路の一部
9	拡張	特別地域の拡張	塘路湖	北海道川上郡標茶町 塘路の一部

変更理由	面積 (ha)
湧水地が多い小河川沿いの良好な低層湿原及びハンノキ林が見られることから、適切な保全を図るため、第2種特別地域とする。	20
自然再生事業において、直線化した河川をかつての蛇行した河道に復元した箇所であり、湧水地が多い小河川沿いの良好な低層湿原及びハンノキ林が見られることから、適切な保全を図るため、第2種特別地域とする。	441
良好な河畔林が残された小流域で、河川に沿って湧水地が多数存在しているほか、貴重な野生生物の生息地にもなっていることから、適切な保全を図るため、第2種特別地域とする。	21
湧水地が多い小河川沿いの良好な低層湿原及びハンノキ林が見られることから、適切な保全を図るため、第2種特別地域とする。	539
良好な河畔林が残された小流域で、河川に沿って湧水地が多数存在しているほか、貴重な野生生物の生息地にもなっていることから、適切な保全を図るため、第2種特別地域とする。	42
湧水地であり、湿原に突き出した丘陵地は主要な展望地からの重要な視対象となっているとともに、湿原景観の展望地でもあることから、適切な保全及び利用を図るため、第2種特別地域とする。	22
良好な低層及び高層湿原が形成されており、釧路湿原で唯一のアオサギコロニーも形成されるなど、良好な自然景観が残されているほか、本公園の利用拠点である塘路湖畔に位置することから、適切な保全及び利用を図るため、第2種特別地域とする。	34

番号	区分	内 容	名 称	変 更 部 分 の 区 域
10	拡張	特別地域の拡張	温根内川流域	北海道阿寒郡鶴居村 温根内の一部
11	拡張	特別地域の拡張	下幌呂	北海道阿寒郡鶴居村 下幌呂の一部
12	拡張	普通地域からの振替	右岸堤防南	北海道阿寒郡鶴居村 温根内及びアトコシャラカの各一部
13	削除	第1種特別地域への振替	キラコタン岬	北海道阿寒郡鶴居村 下久著呂岩井内の一部
14	削除	第1種特別地域への振替	宮島岬	北海道阿寒郡鶴居村 クチョロ太の一部

変更理由	面積 (ha)
湧水地並びに良好な河畔林及び低層湿原が形成されており、貴重な野生生物の生息地にもなっていることから、適切な保全を図るため、第2種特別地域とする。	126
隣接する湿原と一体的な風致を形成している良好な低層湿原で、丘陵地に面して湧水が豊富であることから、適切な保全を図るため、第2種特別地域とする。	19
湧水地及び良好な広葉樹林が形成され、主要な展望地からの重要な視対象である。また、貴重な野生生物の生息地にもなっている。このことから、適切な保全を図るため、第2種特別地域とする。	59
湧水地及び優れた湿原景観が存在し、湿原に突き出した半島状の丘陵地は主要な展望地からの重要な視対象となっているとともに、湿原風致の展望地でもあることから、適切な保全及び利用を図るため、第1種特別地域とする。	△133
湧水地及び優れた湿原景観が存在し、湿原に突き出した半島状の丘陵地は主要な展望地からの重要な視対象となっているとともに、湿原風致の展望地でもあることから、適切な保全及び利用を図るため、第1種特別地域とする。	△123

番号	区 分	内 容	名 称	変 更 部 分 の 区 域
16	削除	第 1 種特別地域 への振替	温根内南	北海道阿寒郡鶴居村 温根内の一部

変更理由	面積 (ha)
高層湿原が形成された優れた湿原景観が見られ、貴重な野生生物の生息地にもなっていることから、適切な保全を図るため、第1種特別地域とする。	△182
変更部分面積計	4,304 国 3,353 公 357 私 594
変更前第2種特別地域面積	3,359 国 3,017 公 75 私 267
変更後第2種特別地域面積	7,663 国 6,370 公 432 私 861

(ウ) 第3種特別地域

第3種特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表5：第3種特別地域変更表)

番号	区分	内 容	名 称	変 更 部 分 の 区 域
3	拡張	特別地域の拡張	達古武川流域	北海道釧路郡釧路町 達古武の一部
17	削除	第2種特別地域 への振替	右岸堤防南	北海道釧路市 北斗及び安原の各一部 北海道阿寒郡鶴居村 温根内及びアトコシャラカの各一部
18	削除	第2種特別地域 への振替	夢ヶ丘	北海道釧路郡釧路町 達古武の一部 北海道川上郡標茶町 塘路の一部
19	削除	第2種特別地域 への振替	細岡	北海道釧路郡釧路町 細岡の一部
20	削除	第2種特別地域 への振替	オソツベツ	北海道川上郡標茶町 オソツベツ原野の一部

変更理由	面積 (ha)
低層湿原、湧水が豊富な丘陵地及び河畔林が見られ、主要な展望地からの視対象となっていることから、適切な保全を図るため、第3種特別地域とする。	311
良好な低層湿原及びハンノキ林が見られ、貴重な野生生物の生息地にもなっている。また、広葉樹林が形成された丘陵地は湧水地であり、主要な展望地からの重要な視対象である。このことから、適切な保全を図るため、第2種特別地域とする。	△2, 530
達古武湖に面した湧水が豊富な丘陵地で、良好な河畔林が形成された沢には貴重な野生生物が生息するほか、主要な展望地からの重要な視対象であることから、適切な保全を図るため、第2種特別地域とする。	△437
湧水地及び良好な自然林が形成されており、主要な展望地からの重要な視対象であるとともに、湿原景観の展望地でもあることから、適切な保全及び利用を図るため、第2種特別地域とする。	△131
湧水地が多い小河川沿いの良好な低層湿原及びハンノキ林が見られることから、適切な保全を図るため、第2種特別地域とする。	△539

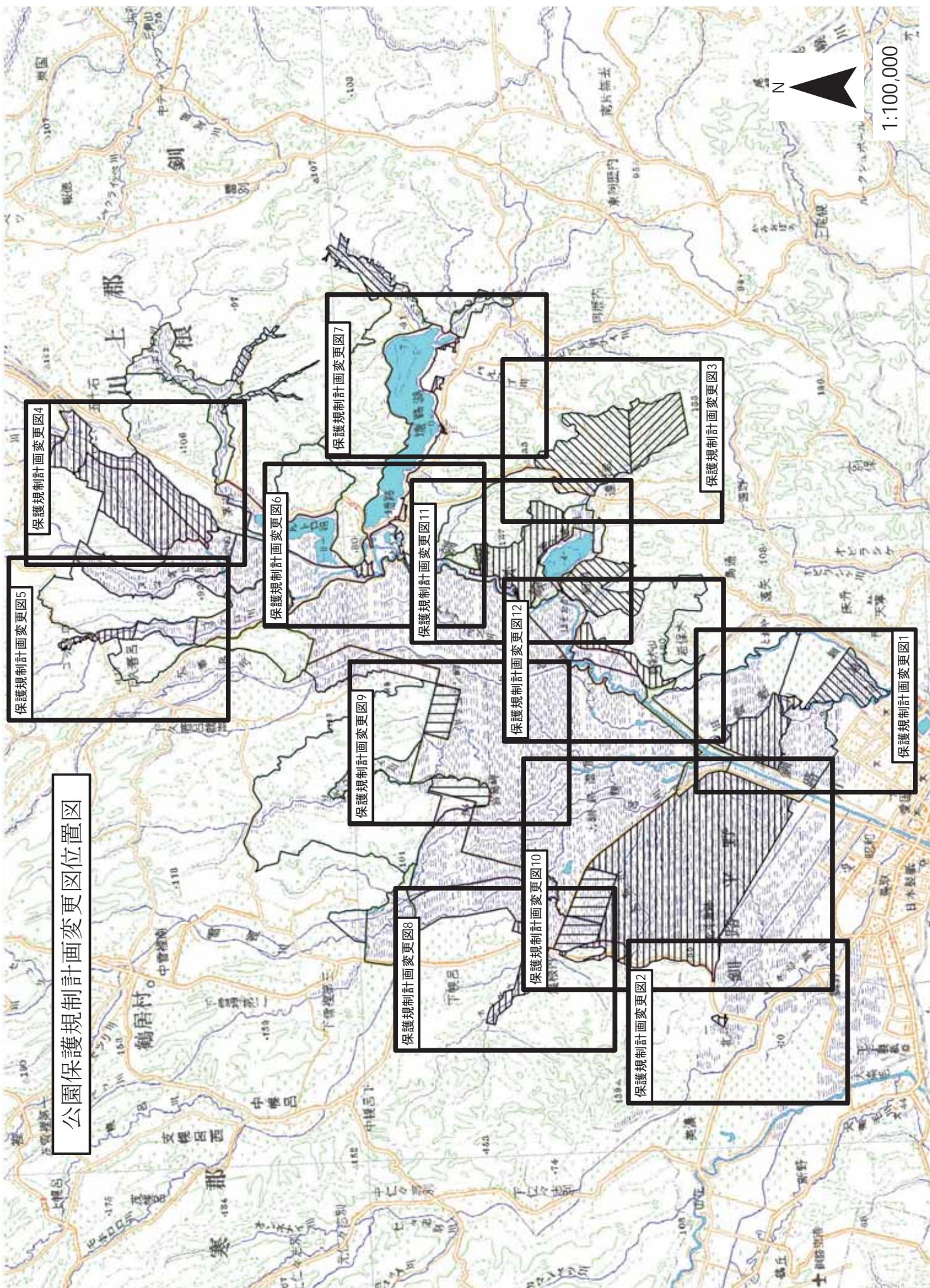
番号	区分	内 容	名 称	変 更 部 分 の 区 域
21	削除	第2種特別地域 への振替	二本松	北海道川上郡標茶町 塘路の一部
15	削除	第1種特別地域 への振替	温根内南	北海道阿寒郡鶴居村 温根内の一部

変更理由	面積 (ha)
湧水地であり、湿原に突き出した丘陵地は主要な展望地からの重要な視対象となっているとともに、湿原景観の展望地でもあることから、適切な保全及び利用を図るため、第2種特別地域とする。	△22
低層湿原及びハンノキ林で構成される優れた湿原景観が見られ、貴重な野生生物の生息地にもなっている。また、湿原観察に適した立地である。このことから、適切な保全及び利用を図るため、第1種特別地域とする。	△114
変更部分面積計	$\triangle 3,462$ 国 $\triangle 3,076$ 公 $\triangle 344$ 私 $\triangle 42$
変更前第3種特別地域面積	$6,765$ 国 $3,472$ 公 $1,100$ 私 $2,193$
変更後第3種特別地域面積	$3,303$ 国 396 公 756 私 $2,151$

N

1:100,000

公園保護規制計画変更図位置図



保護規制計画変更図 1

1

普 → 2特

2

外 → 2特

4

3

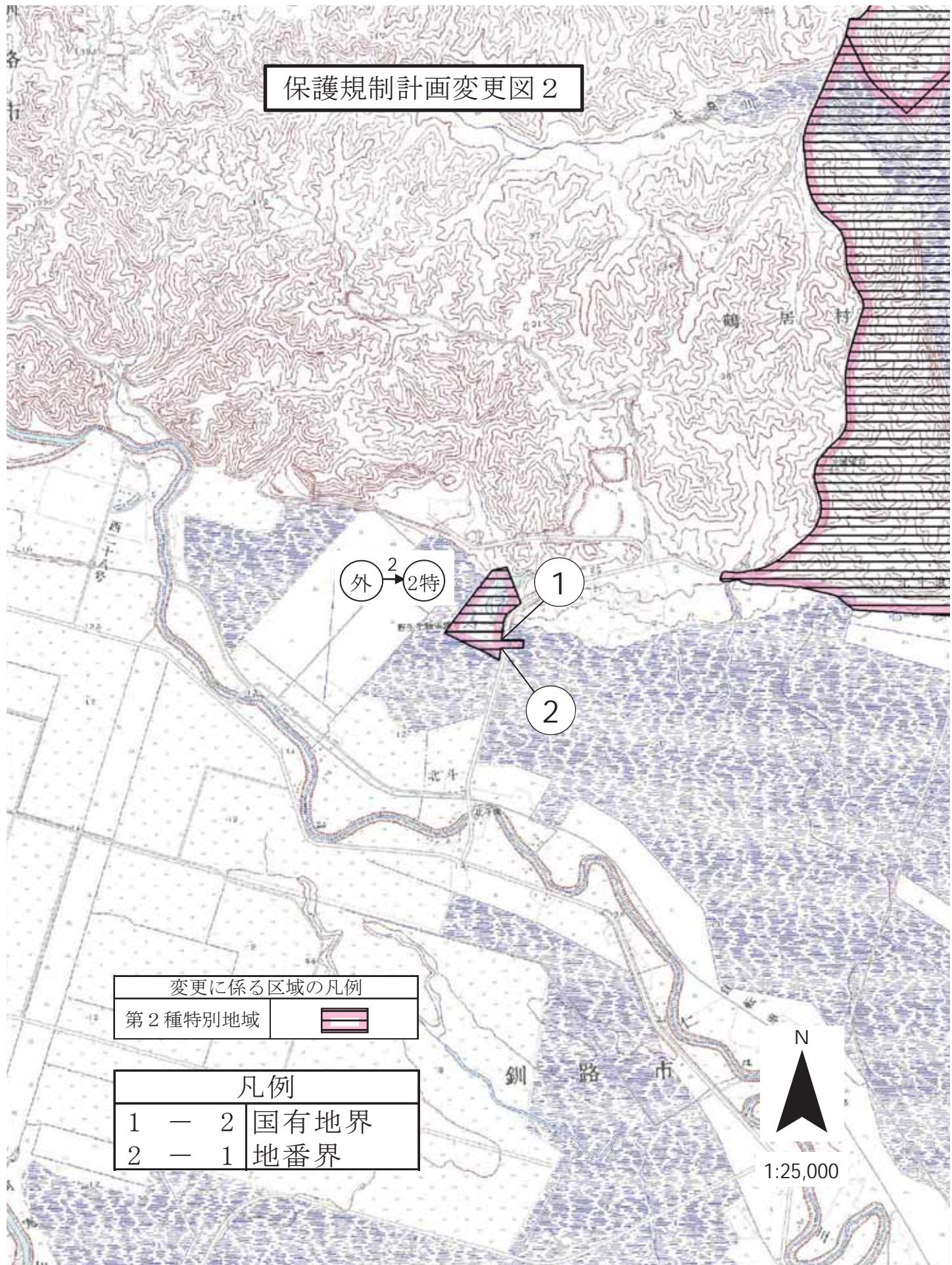
変更に係る区域の凡例	
第2種特別地域	
変更に係らない区域の凡例	
特別保護地区	
第3種特別地域	
普通地域	

凡例	
1 — 2	国有地界
2 — 3	市町界
3 — 1	国有地界
2 — 4	市町界
4 — 3	国有地界

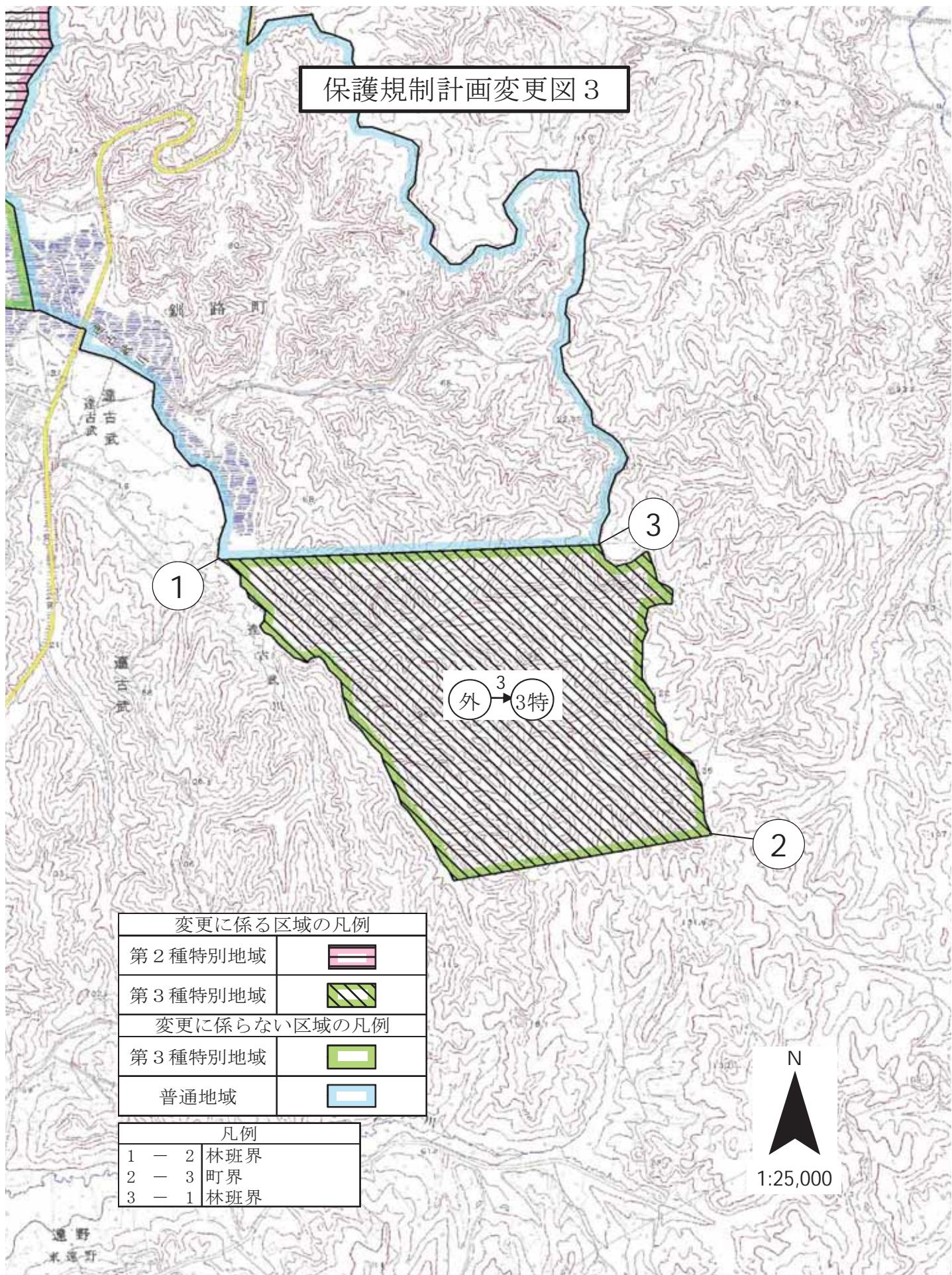
1:25,000



保護規制計画変更図2



保護規制計画変更図 3



保護規制計画変更図4

